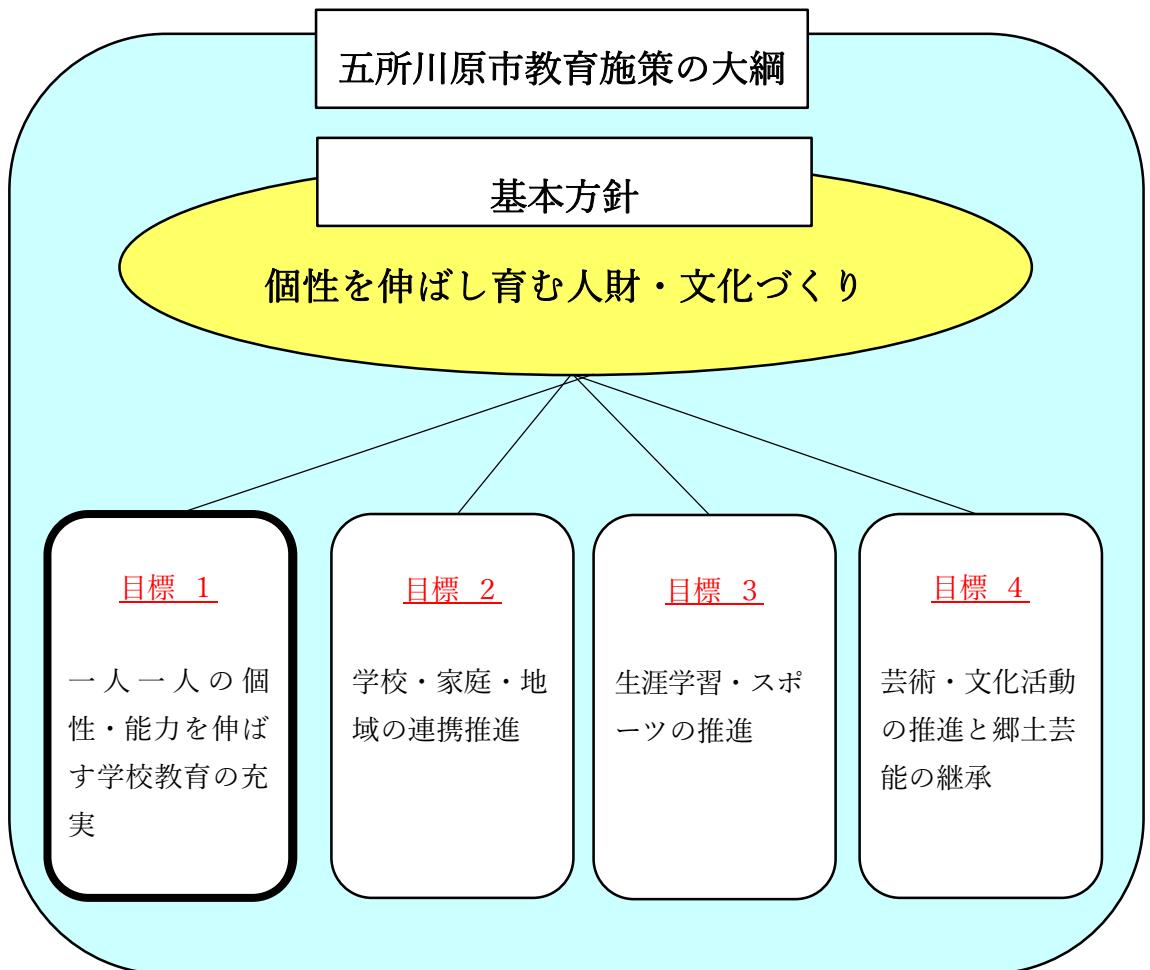
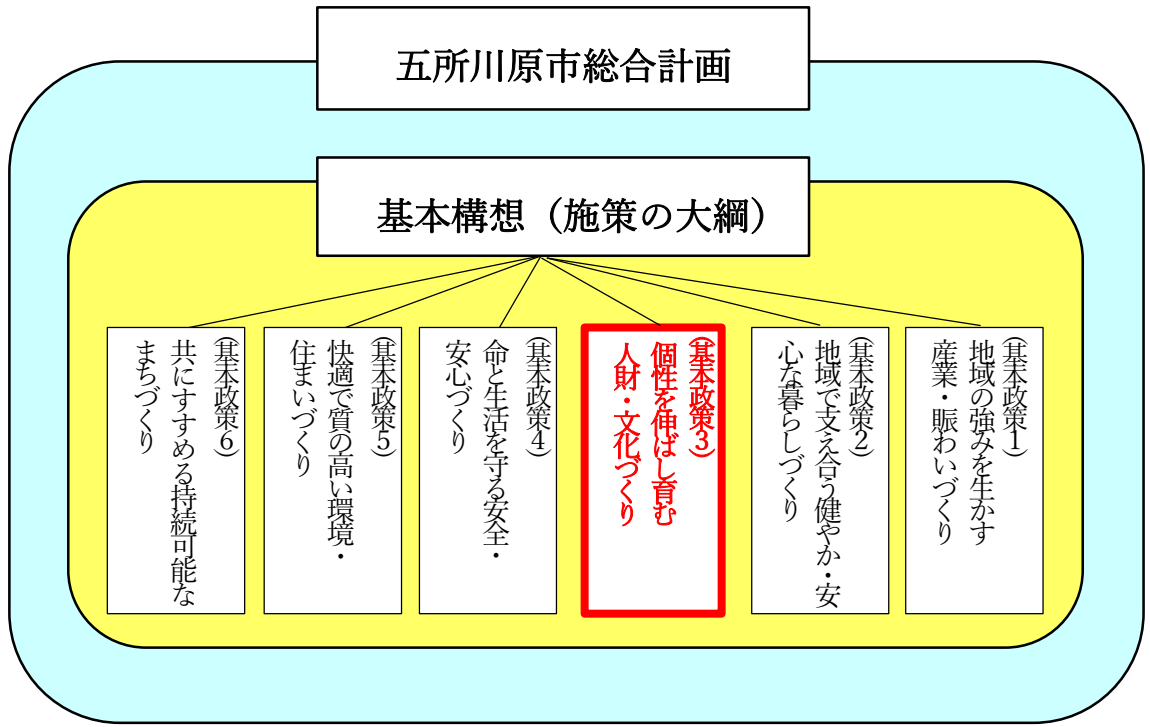


五所川原市立小学校中学校
適正規模・適正配置基本計画

令和5年9月

五所川原市教育委員会



五所川原市立小学校中学校 適正規模・適正配置 基本計画

目 次

第1章 総則

- 1 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の対象と期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 計画策定の背景

- 1 少子化の進行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 児童生徒数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 子どもを取り巻く環境変化と学校に対するニーズの多様化・・・・・・・・ 3
- 4 学校施設の老朽化と行財政改革の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 適正規模・適正配置の基準

- 1 国、青森県における基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 学級数が少ないことによる学校運営上の課題・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 五所川原市の適正規模・適正配置の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 学校再編に向けた基本的な考え方と個別計画の策定

- 1 学校再編に向けた基本的な考え方及び再編手法・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 学校再編における優先検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 個別計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 地域と連携した取組みによる再編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第5章 各小学校、中学校の再編方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

資料編

- 資料1 基本計画対象の学校施設一覧及び各施設の老朽化率・・・・・・・・・・・・ 18
- 資料2 小学校、中学校の施設概要と各学校施設の状況及び課題・・・・・・・・・・・・ 20
- 資料3 当市の年齢3区分別 人口推移と推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 資料4 当市の人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 資料5 当市における児童生徒数の推移と見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 資料6 青森県教育委員会 学級編制基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第1章 総則

1 計画の趣旨

人口減少、少子化・超高齢社会の到来、情報通信技術の飛躍的な進化など、現在の社会態様はかつてないスピードで変貌を遂げ、学校教育に対するニーズはかつてないほど多様化していますが、こうした変革の時代にこそ、学校教育では義務教育の根本に基づく揺るがない教育と時代に適合した対応、教育環境づくりが求められています。

子どもたちは、未来を豊かに生きる大きな可能性を秘めており、人間形成の基礎を培う重要な時期に、集団生活の中で一人一人が個人として自立し、心豊かに社会を生き抜いていく基盤となる力を育むことは、義務教育の大きな責務の一つです。

五所川原市では、市の最上位計画である「五所川原市総合計画」に掲げる教育・文化分野の基本政策並びに「五所川原市教育施策の大綱」の基本方針である『個性を伸ばし育む人財・文化づくり』のもと、「一人一人の個性・能力を伸ばす学校教育の充実」を目標に掲げ、社会の変化に主体的に対応できる「知・徳・体」の調和のとれた人間性豊かな子どもの育成に取り組んでいるものの、人口減少、少子化の影響により、児童生徒数の減少傾向が顕著な学校があり、地域によって異なる教育環境が生じています。

加えて、国・地方を通じ厳しい財政状況にある中で、限りある資源の重点的投資による効果的な学校環境を整備する必要があります。

このような状況を踏まえ、五所川原市教育委員会では、厳しい財政状況にあっても、限りある資源を有効に活用しながら、児童生徒数の減少等による諸課題を克服し、学びや育ちの質を高める充実した教育を支える環境を、全ての小学校、中学校において実現すべく「五所川原市立小学校中学校 適正規模・適正配置基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

2 計画の対象と期間

(1) 対象

基本計画の対象は、五所川原市立の全ての小学校及び中学校とします。

(2) 期間

基本計画は、学校再編成を検討するにあたり基準となる「適正規模・適正配置」を掲げたものであり、かつ基準に該当する学校の再編方針を示したものです。

本市における人口減少、少子化の進行が今後も想定される中、学校再編は持続的、継続的に取り組むべき課題であることから、本基本計画の期間は特に定めないものとし、及び時宜に応じた改訂等を行うことで、学校再編における恒常的な基本方針及び基本計画としていきます。

第2章 計画策定の背景

1 少子化の進行

旧五所川原市、金木町及び市浦村が市町村合併し、新五所川原市が誕生した平成17年3月以降、本市の人口は年々減少しており、平成17年国勢調査では62,181人であったものが、令和2年国勢調査では51,415人、令和5年3月末現在の住民基本台帳では51,263人となっており、今後の人口推計では令和27年には31,867人まで減少することが見込まれています。

当市の人口動態に着目すると、社会動態において平成9年以降、転出数が転入数を上回っているものの、近年ではその乖離値が縮小している一方、自然動態では出生数と死亡数の乖離値は年々増加し、当市における人口減少の大きな要因となっています。

また、我が国の出生数は、第二次ベビーブームである昭和48年の209万人をピークに減少しており、合計特殊出生率も平成2年では全国値1.54（青森県値1.56）であったものが、令和2年度には全国値1.33（青森県値1.33）となっており、当市の出生数でも平成9年度（1か年度）には628人であったものが令和4年（1年間）では206人まで減少しています。

（人口数、人口動態及び合計特殊出生率については、資料4「当市の人口動態」を参照。）

注釈： 合計特殊出生率とは、15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数を推計するものです。

2 児童生徒数の推移

市立小学校、中学校の児童生徒数は、市町村合併直後の平成17年度では5,600人（児童数3,717人、生徒数1,883人）であったものが、令和5年では3,115人（児童数2,037人、生徒数1,078人）と4割以上減少しており、前述の人口動態の傾向を踏まえると、児童生徒数は更に減少していくことが見込まれます。（児童生徒数の推移については、資料5「当市における児童生徒数の推移と見込」のとおり。）

【参考：小学校、中学校の児童生徒数等】

（1）小学校の児童数等

（単位：人）

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6
五所川原 小学校	23	34	40	29	32	33	47	52	38	51	44	55
南小学校	32	25	23	24	27	35	29	32	25	31	43	30
栄小学校	39	66	38	47	55	60	58	59	57	53	69	69
松島小学校	24	30	43	42	38	37	17	16	11	18	23	13

学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6
中央小学校	29	34	34	33	37	41	54	64	81	65	63	58
三輪小学校	16	22	16	18	25	28	31	30	35	37	46	29
三好小学校	3	3	6	2	8	3	10	3	5	6	7	5
東峰小学校	5	14	6	6	14	14	15	13	10	15	14	20
いずみ小学校	20	15	20	26	25	24	22	30	20	19	23	14
金木小学校	19	14	18	16	25	18	27	30	34	30	41	43
市浦小学校	9	1	6	2	10	6	5	5	8	12	9	9
合計	219	258	250	245	296	299	315	334	324	337	382	345

備考：令和5年5月1日現在。網掛け部分は複式学級となっている学年を示している。

(2) 中学校の生徒数等

(単位：人)

学校名	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
五所川原第一中学校	157	167	160	171	180	161	180	166	180
五所川原第二中学校	15	13	10	15	14	20	18	17	20
五所川原第三中学校	89	89	92	90	115	98	92	98	91
五所川原第四中学校	22	30	20	19	23	14	17	21	22
金木中学校	27	30	34	30	41	43	44	30	53
市浦中学校	5	5	8	12	9	9	4	10	15
合計	315	334	324	337	382	345	355	342	381

備考：令和5年5月1日現在。

3 子どもを取り巻く環境変化と学校に対するニーズの多様化

ICT技術の著しい発展に伴うリモートワークの普及や働き方改革の推進による余暇時間の増加、また、ワークライフバランスを重視する勤労意識の変化等により、国民の生活価値観は、主体的に余暇時間を活用し、精神的に豊かなライフスタイルを構築したいという要望が強くなっています。

その一方で核家族化の進展、経済・雇用環境の低迷により、子育て世帯の環境や学校、家庭における子どもの教育に対する考え方も多様化しており、また、教育現場に目を転じると、国際化や情報化の進展、環境問題への関心の高まり、超高齢社会の到来など、大きな社会変化に対応できる能力を伸ばす教育の重要性が高まっている中、家庭や地域社会における教育力の低下や学校におけるいじめ、不登校、家庭における児童虐待その他これまで考えられなかったような青少年による重大事件など様々な問題が発生しており、これまで以上に学校現場における教職員の人的体制を整えること並びに学校の教育活動や子どもに関わる情報について、地域、家庭と学校が積極的に共有・意見交換することが必要となっています。

4 学校施設の老朽化と行財政改革の視点

学校は児童生徒の学習・生活の場であることに加え、指定避難所、防災拠点としての役割も果たしていることから、安全で安心な施設機能を確保する必要があり、防災行政の観点からも重要な位置付けとなっています。

一方、現在使用されている小学校11校舎、中学校6校舎で最も古い建築年は昭和45年となっており、建築後50年以上経っている校舎があるほか、建築後30年以上経過した校舎は、大規模改修実施校を含みますが11校存在します。(各学校の建築年次、老朽化率等については、資料1「基本計画対象の学校施設一覧及び各施設の老朽化率」のとおり。)

施設の長寿命化を図る観点では、施設管理者は日常点検や法令に基づく定期点検を確実に実施するとともに、点検等の結果に基づき、損傷が軽微な段階で予防的な修繕等を実施する「予防保全」を推進し、施設を良好な状態で維持していくことが必要とされています。また、早期発見・早期回復を図ることで、結果として修繕・改修費用のトータルコストの削減も図られることとなります。

五所川原市立小学校、中学校の施設管理においても、日常点検や法令に基づく定期点検を実施し、修繕箇所、改修箇所の把握を行っていますが、建物及び付帯設備の経年劣化等が進む中、限られた予算の中で優先順位を付けて修繕、改修等を行っているため、いわゆる「事後保全」での対応となっており、各学校施設でも修繕、改修すべき箇所が積み残されていくほか、大規模改修を検討すべき学校なども存在します。

長く続いた新型コロナウイルス感染症への対応や国家間の紛争に影響を受けた物価高騰による世界的な景気低迷など、経済状況が厳しさを増す中、国においては景気回復に向け各種施策を打ち出しているものの、その成果は未だ現れているとは言い難く、当市においても扶助費などの義務的経費が増大しており、当面は更なる財源不足と財政の硬直化が見込まれています。

将来世代に責任の持てる行財政運営基盤の確立のため、財政構造の健全化の取り組みをより一層強化するとともに、今後維持してくべき施設を厳選し、「予防保全」を行える体制を整えることで、教育行政においても施策の重点化による財源の重点配分並びに学校施設維持管理における予算平準化を図りながら、学校施設の資産価値を高め、学校教育環境を維持していく必要があります。

第3章 適正規模・適正配置の基準

1 国、青森県における基準等

学校教育における小学校、中学校の学級数、各学級における児童生徒数について、国及び青森県の基準は、次のとおりとなっています。

また、文部科学省において「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成27年1月27日作成。以下「文部科学省作成の手引き」という。）が作成されており、同手引の中で「望ましい学級数の考え方」も示されています。

(1) 国（法令）の基準

ア 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）【抜粋】

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。この場合において（以下略）。

イ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）【抜粋】

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること。
 - (2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

(2) 青森県の基準

青森県では、令和5年度における小学校及び中学校の1学級の学級編制基準を次のとおりとしています。(学級編制基準の詳細については、資料6「青森県教育委員会 学級編制基準」のとおり。)

学級編制の区分	学校種別	
	小学校	中学校
単式学級	第1～4学年 35人 第5・6学年 40人	40人
2個学年 複式学級	第1学年の児童を含む場合	8人
	第1学年の児童を含まない場合	16人
特別支援学級	8人	8人

備考：青森県では、単式学級のうち小学校の1学級の人数を段階的に「35人」へ変更することとしており、令和6年度で5年までを35人と、令和7年度で全学年を35人とすることとしている。

(3) 文部科学省作成の手引き【抜粋】

【適正規模に関する箇所】

(望ましい学級数の考え方)

- ・ 小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられます。
- ・ 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

【適正配置に関する箇所】

- ・ 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。
- ・ 適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

【参考：小学校、中学校の学級数と推移と見込み】

(1) 小学校の学級数

(単位：学級)

学校名	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
五所川原小学校	12	12	11	10	9	9	8	7
南小学校	6	6	6	6	6	6	6	6
栄小学校	13	13	13	12	12	12	12	12
松島小学校	6	6	7	8	9	10	10	10
中央小学校	13	13	13	13	12	10	9	8
三輪小学校	9	8	8	7	6	6	6	6
三好小学校	3	4	4	4	4	3	4	3
東峰小学校	6	6	6	6	6	6	5	5
いずみ小学校	6	6	6	6	6	6	6	6
金木小学校	8	7	6	6	6	6	6	6
市浦小学校	5	5	5	4	4	3	3	4
合計	87	86	85	82	80	77	75	73

備考：1 令和4年度及び令和5年度は各年度5月1日現在の実績値、令和6年度以降は推計値となっており、指定校変更は当該推計では加味していない。

2 本表の学級数からは特別支援学級を除いている。また、網掛け部分は複式学級があること（推計を含む。）を示す。

(2) 中学校の学級数

(単位：学級)

学校名	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
五所川原 第一中学校	15	16	16	16	15	15	14	14

学校名	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
五所川原 第二中学校	3	3	3	3	3	3	3	3
五所川原 第三中学校	9	9	9	10	10	9	9	9
五所川原 第四中学校	3	3	3	3	3	3	3	3
金木中学校	5	5	5	5	4	3	3	3
市浦中学校	3	3	3	3	3	3	3	3
合計	38	39	39	40	38	36	35	35

備考：1 令和4年度及び令和5年度は各年度5月1日現在の実績値、令和6年度以降は推計値となっており、指定校変更は当該推計では加味していない。

2 本表の学級数からは特別支援学級を除いている。また、網掛け部分は全学年単学級であることを示す。

2 学級数が少ないことによる学校運営上の課題

当市の現状（令和5年5月1日現在）を文部科学省作成の手引きの望ましい学級数の考え方と比較すると、小学校では全11校中、五所川原小学校、栄小学校及び中央小学校の3校のみ1学年2学級という基準を満たすこととなりますが、数年後には五所川原小学校、中央小学校でも当該基準を満たさなくなると推測されます。

中学校では全6校中、五所川原第一中学校、五所川原第三中学校が学校単位で9学級以上という基準を満たしていますが、栄小学校、三輪小学校及び東峰小学校の児童数減少により、中期的には五所川原第三中学校も当該基準を満たさなくなることが推測されます。

現状、市内の小学校、中学校はそのほとんどが国の法令基準を満たしておらず、文部科学省作成の手引きでは、学級数が少ないことによるメリットとして「少人数を活かした指導の充実」「特色あるカリキュラム編制等」を認めつつ、デメリットとして以下のような学校運営上の課題があるとしています。

文部科学省作成の手引き【抜粋】

（学級数が少ないことによる学校運営上の課題）

- ①クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ④クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ⑥男女比の偏りが生じやすい。

- ⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
- ⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ⑨班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ⑪教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。
- ⑫生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- ⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

以上の課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて一層顕在化することが懸念されます。また、特に複式学級となる場合には直接指導と間接指導を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘されています。

- ①教員に特別な指導技術が求められる。
- ②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい。
- ③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある。
- ④実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。
- ⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある。

3 五所川原市の適正規模・適正配置の基準

当市における小学校、中学校の適正規模・適正配置の基準については、国（法令）の基準や青森県の基準に準拠し、並びに文部科学省作成「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に拠るべきものでありますが、飛び地を含む南北に広大な市域となっている当市の地勢的要件、人口減少に伴い住民数は減少しているものの各地区に分散している人口分布の現状と児童生徒の通学距離及び通学時間並びに通学区域再編成の見通し等を踏まえ、小学校、中学校の適正規模の基準は、次のとおりとします。

○適正規模・適正配置の基準

【小学校】

国基準による1学年2学級（12学級）以上を基本としつつ、当市においては、少なくとも1学年1学級（6学級）以上を適正規模とする。

【中学校】

国基準による1学年3学級（9学級）以上を基本としつつ、当市においては、少なくとも1学年2学級（6学級）以上を適正規模とする。

【通学距離・通学時間】

- (1) 通学距離 小学校は概ね4 km以内、中学校は概ね6 km以内
- (2) 通学時間 小学校、中学校ともに概ね1時間以内

第4章 学校再編に向けた基本的な考え方と個別計画の策定

1 学校再編に向けた基本的な考え方及び再編手法

(1) 学校再編の基本的な考え方

小学校、中学校の学校再編を進めるにあたっては、「適正規模・適正配置の基準」に基づき、将来の児童生徒数の推移を踏まえ、小規模校を適正規模化の対象とし、学校の教室数や校地面積といった施設能力などの校舎環境や通学の安全などの通学環境、小学校と中学校の通学区域の関連性、学校と地域の結びつきを可能な限り考慮し、既存学校施設の活用を念頭に、学校の統廃合も含めた通学区域の再編を進めます。

自校単独では再編対象ではない場合であっても、近隣の学校が再編対象校となった場合は、その周辺校として関連があることから、再編対象校と併せて、必要な取り組みを進めます。

(2) 学校再編に向けた手法

本基本計画における学校再編は、以下の3つの手法により実施することとします。

- ア 既存学校の廃止と近隣学校との統合
- イ 近隣学校の廃止に伴う新統合学校の新設
- ウ 近隣学校のいずれかの校舎を活かした小学校、中学校の併置
(同一校舎での小学校、中学校の運営)

2 学校再編における優先検討

本基本計画における再編基準では、ほとんどの小学校、中学校が学校再編の対象となりますが、学校再編は保護者、地域住民の理解のもとに行われるといった事業特性、学校改修、スクールバスを含めた通学区域再編などの事業規模から、市内一斉に行うことは困難な事業です。

よって、適正規模・適正配置の基準に該当する学校の中でも更に検討学校の優先順位を決めて取組んでいく必要があることから、優先検討の判断基準を次のとおりとし、優先検討校から順次、学校再編に取り組んでいくこととします。

- 学校再編における優先基準
 - (1) 複式学級を有する学校
 - (2) 児童生徒数（将来見込みを含む。）がより少ない学校
 - (3) 中学校にあっては、全ての学年で単学級となっている学校
 - (4) 学校施設の老朽化程度（学校教育環境）の状況

上記の優先基準により、まずは複式学級を有する学校を再編実施に向けた優先検討校とし、次位の優先項目として児童生徒数（将来見込みを含む。）が少ない学校から順次、検討していくこととします。

また、学校施設の老朽化程度（学校教育環境）についても加味することとし、中学校の再編検討に際しては、学区内小学校の再編（通学区域の再編）も同時検討していくこととします。

こうした優先基準を踏まえ、教育委員会では優先検討校の学校再編が確定次第、次なる優先検討校とすべき学校を決定し、常時2校程度の同時検討・再編作業体制を維持していくこととします。

3 個別計画の策定

基本計画の策定後、各学校の再編を具体的に検討するため、学校ごとに個別計画を策定することとします。なお、個別計画は基本計画策定後、全ての学校に対して一斉に作成するのではなく、学校再編の実施校ごとに順次作成するものです。

個別計画には、基本計画の再編方向性を踏まえ、「再編手法」「再編時期」「使用する学校施設」「再編後の学校規模」を記載することとし、教育委員会において原案を作成後、保護者等への説明、協議を経て、保護者等の理解を得られた後に内容を確定させ、教育委員会において成案とするものです。

個別の再編計画作成にあたっては、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に、学校が防災・保育・地域の交流の場であること並びに小学校、中学校が街づくり、地域コミュニティに密接に関連していることを踏まえ、また、地域の実情や地理的条件なども考慮し、児童生徒の保護者、就学前の子どもの保護者、地域住民の声を尊重するなど多角的・総合的に検討します。

4 地域と連携した取組みによる再編

学校再編による教育環境の充実は喫緊に取り組むべきものですが、実施に際しては、再編に伴う様々な課題の性質を検討したうえでの対応が必要であり、保護者や地域の方々との話し合いを行うなど緊密な連携のもと、保護者や地域の方々と教育委員会が共通認識を持ち、地域の実情を踏まえながら個別計画を作成し、再編に取り組めます。

また、個別計画の策定により学校再編時期が確定した後、具体的な再編の姿とそれに伴う通学の安全確保や通学支援の詳細など、再編に向けた具体的な事項について再編準備作業を進めていくこととなりますが、学校規模の適正化は必然的に通学区域が広がることとが想定されることから、以下の点に留意し、通学距離や通学の安全・安心など通学環境を考慮した通学区域再編にも取り組めます。

○学校施設の安全・安心の確保のため、学校施設の状況と校舎改築の必要性などを含めた校舎環境を考慮した通学区域再編に取り組めます。

- 学校規模の適正化に向けた段階的な再編や地理的特性を踏まえた長期的スパンでの再編への対応を考慮します。

- 通学区域再編にあたっては、学校、家庭及び地域とともに子どもを育む視点で様々な課題に対して迅速かつ的確に対応する必要があります。また、学校施設は明るく豊かで活力に満ちた地域社会の形成のための諸活動の拠点であることから、学校教育活動と地域との連携を視野に入れた取り組みに努めます。

第5章 各小学校、中学校の再編方針

第3章において定める「適正規模・適正配置の基準」、第4章において記載している学校再編に向けた基本的な考え方を踏まえた、小学校11校、中学校6校の再編方針は次のとおりとします。

なお、第4章「個別計画の策定」の項で記載したとおり、具体的な「再編手法」「再編時期」「使用する学校施設」「再編後の学校規模」は本再編方針を踏まえた個別計画で検討、記載することとします。

1 小学校

学校名	再編方針
五所川原小学校	「適正規模・適正配置の基準」を満たすため学校再編の対象外校となりますが、近隣小学校の統合先（受け入れ先）学校としての検討校とします。
南小学校	当分の間は「適正規模・適正配置の基準」を満たすため学校再編の対象外校となりますが、今後の児童数の減少見込み等を考慮し、将来的には近隣小学校との再編検討校とします。
栄小学校	「適正規模・適正配置の基準」を満たすため学校再編の対象外校となりますが、近隣小学校の統合先（受け入れ先）学校としての検討校とします。
松島小学校	当分の間は「適正規模・適正配置の基準」を満たすため学校再編の対象外校となりますが、今後の児童数の減少見込み等を考慮し、将来的には近隣小学校との再編検討校とします。
中央小学校	「適正規模・適正配置の基準」を満たすため学校再編の対象外校となりますが、近隣小学校の統合先（受け入れ先）学校としての検討校とします。
三輪小学校	当分の間は「適正規模・適正配置の基準」を満たすため学校再編の対象外校となりますが、今後の児童数の減少見込み等を考慮し、将来的には近隣小学校との再編検討校とします。

学校名	再編方針
三好小学校	「適正規模・適正配置の基準」に達していないと判断されることから、近隣小学校との学校再編検討校とします。
東峰小学校	現在は「適正規模・適正配置の基準」を満たしているものの今後の児童数及び学級数の減少を見込み、近隣小学校との学校再編検討校とします。
いずみ小学校	現在は「適正規模・適正配置の基準」を満たしているものの今後の児童数及び学級数の減少を見込み、近隣小学校との学校再編検討校とします。
金木小学校	現在「適正規模・適正配置の基準」を満たしており、今後の児童数及び学級数の減少は見込まれるものの、金木地区で唯一の小学校であることから、現時点では、学校再編の対象外校とします。
市浦小学校	「適正規模・適正配置の基準」に達していないと判断されることから学校再編検討校となりますが、市浦地区で唯一の小学校であることから、中学校との併置校設置も含めた市浦区内での設置存続を検討します。

2 中学校

学校名	再編方針
五所川原第一中学校	「適正規模・適正配置の基準」を満たすため学校再編の対象外校となりますが、近隣中学校の統合先（受け入れ先）学校としての検討校とします。
五所川原第二中学校	「適正規模・適正配置の基準」に達していないと判断されることから、近隣中学校との学校再編検討校とします。
五所川原第三中学校	「適正規模・適正配置の基準」を満たすため学校再編の対象外校となりますが、近隣中学校の統合先（受け入れ先）学校としての検討校とします。

学校名	再編方針
五所川原第四中学校	「適正規模・適正配置の基準」に達していないと判断されることから、近隣中学校との学校再編検討校とします。
金木中学校	「適正規模・適正配置の基準」に達していないと判断され、今後の児童数及び学級数の減少も見込まれるものの、金木地区で唯一の中学校であることから、現時点では、学校再編の対象外校とします。
市浦中学校	「適正規模・適正配置の基準」に達していないと判断されることから学校再編検討校となりますが、市浦地区で唯一の中学校であることから、小学校との併置校設置も含めた市浦地区内での設置存続を検討します。

資 料 編

資料1 基本計画対象の学校施設一覧及び各施設の老朽化率

No	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年 (年)	老朽化率 (%)
1	五所川原小学校校舎	6,090.00	昭和63年	74.5
	五所川原小学校体育館	1,557.00	平成2年	97.1
	五所川原小学校プール付属室	76.00	平成2年	150.0
	五所川原小学校物置小屋	35.00	平成8年	79.4
2	南小学校校舎	4,673.00	平成2年	70.2
	南小学校体育館	1,284.00	平成4年	91.2
	南小学校プール付属室	64.00	平成4年	140.9
3	栄小学校校舎	6,569.00	昭和56年	89.4
	栄小学校体育館	1,712.00	昭和61年	108.8
	栄小学校プール付属室	48.00	昭和55年	113.2
	栄小学校物置小屋	62.00	平成元年	226.7
4	松島小学校校舎	2,643.00	平成8年	57.4
	松島小学校体育館	1,428.00	平成9年	76.5
	松島小学校プール付属室	48.00	昭和61年	168.2
5	中央小学校校舎	5,497.00	平成25年	21.3
	中央小学校体育館	1,376.00	平成25年	21.3
6	三輪小学校校舎	3,887.00	平成13年	46.8
	三輪小学校体育館	1,535.00	平成14年	44.7
	三輪小学校地域学校連携施設	398.00	平成13年	81.5
	三輪小学校食堂	288.00	平成13年	88.0
7	三好小学校校舎	2,334.00	平成4年	140.9
	三好小学校体育館	1,303.00	平成5年	63.8
	三好小学校プール付属室・機械室	60.00	昭和57年	186.4
8	東峰小学校校舎	2,571.00	平成5年	63.8
	東峰小学校体育館	1,379.00	平成6年	85.3
	東峰小学校プール付属室	63.00	平成7年	127.3
	東峰小学校物置小屋	13.00	平成8年	79.4
9	いずみ小学校校舎	2,369.00	平成6年	61.7
	いずみ小学校体育館	1,121.00	平成7年	59.6
	いずみ小学校食堂	215.00	平成7年	59.6
10	金木小学校校舎	5,397.00	昭和54年	93.6
	金木小学校体育館	1,170.00	昭和55年	91.5
	金木小学校第二体育館	359.00	昭和55年	91.5
	金木小学校給食室	191.00	昭和55年	104.9
	金木小学校倉庫	76.00	昭和54年	293.3

No	建物名称	延床面積 (㎡)	建築年 (年)	老朽化率 (%)
11	市浦小学校校舎	1,902.00	平成2年	70.2
	市浦小学校体育館	898.00	平成2年	122.2
	市浦小学校給食室・食堂	256.00	平成2年	165.0
12	五所川原第一中学校校舎	7,978.00	平成19年	34.0
	五所川原第一中学校体育館	2,639.00	平成22年	27.7
13	五所川原第二中学校校舎 (北棟)	2,061.00	平成7年	59.6
	五所川原第二中学校校舎 (南棟)	1,200.00	昭和53年	204.5
	五所川原第二中学校体育館	576.00	昭和53年	132.4
	五所川原第二中学校倉庫	60.00	平成7年	186.7
	五所川原第二中学校焼却炉室	20.00	平成7年	82.4
14	五所川原第三中学校校舎 (特別教室棟)	794.00	昭和47年	108.5
	五所川原第三中学校校舎 (特別教室棟以外)	3,904.00	昭和62年	76.6
	五所川原第三中学校体育館	1,613.00	平成元年	72.3
	五所川原第三中学校プール付属室	16.00	昭和49年	144.1
	五所川原第三中学校物置小屋	39.00	平成2年	220.1
15	五所川原第四中学校校舎	3,571.00	昭和58年	85.1
	五所川原第四中学校体育館	1,491.00	昭和58年	117.6
	五所川原第四中学校プール付属室	15.00	昭和59年	177.3
	五所川原第四中学校物置小屋	33.00	昭和60年	80.9
16	金木中学校校舎	3,846.00	昭和61年	78.7
	金木中学校体育館	1,499.00	昭和61年	108.8
	金木中学校柔剣道場	350.00	昭和63年	159.1
	金木中学校物置小屋	115.00	昭和61年	168.2
17	市浦中学校校舎	2,806.00	昭和45年	112.8
	市浦中学校体育館	923.00	昭和46年	110.6
	市浦中学校給食室	89.00	平成2年	165.0

備考： 老朽化率は、経過年数を耐用年数で割った値（令和5年4月1日現在）

資料2 小学校、中学校の施設概要と各学校施設の状況及び課題

1 小学校（11校）

施設名称	五所川原小学校	総延床面積（㎡）	7,543.00
所在地	五所川原市大字新宮字岡田161番地	代表建築年（年）	昭和63年
構成施設	校舎、体育館、プール付属室、物置小屋		
防災関連	指定一般避難所及び指定緊急避難場所		
施設状況 及び課題	屋根、外壁、設備等の経年劣化により、大規模改修が必要になっています。		

施設名称	南小学校	総延床面積（㎡）	6,022.00
所在地	五所川原市字蓮沼2番地	代表建築年（年）	平成2年
構成施設	校舎、体育館、プール付属室		
防災関連	指定一般避難所及び指定緊急避難場所		
施設状況 及び課題	大規模改修には至りませんが、外壁、設備等の経年劣化により一部改修が必要になっています。		

施設名称	栄小学校	総延床面積（㎡）	7,820.00
所在地	五所川原市大字姥范字船橋156番地2	代表建築年（年）	昭和56年
構成施設	校舎、体育館、プール付属室、物置小屋		
防災関連	指定一般避難所及び指定緊急避難場所		
施設状況 及び課題	平成27年度、平成28年度に校舎及び体育館の大規模改修を実施しましたが、設備等未実施部分の一部改修が必要になっています。		

施設名称	松島小学校	総延床面積（㎡）	3,821.00
所在地	五所川原市大字米田字八ツ橋8番地	代表建築年（年）	平成8年
構成施設	校舎、体育館、プール付属室		
防災関連	指定一般避難所及び指定緊急避難場所		
施設状況 及び課題	大規模改修には至りませんが、改修未実施部分の屋根、外壁等の経年劣化により一部改修が必要になっています。		

施設名称	中央小学校	総延床面積 (㎡)	6,830.00
所在地	五所川原市松島町二丁目 94 番地	代表建築年 (年)	平成 25 年
構成施設	校舎、体育館		
防災関連	指定一般避難所及び指定緊急避難場所		
施設状況 及び課題	建築年次は比較的新しく、学校生活において大きな支障がない状態であるものの、予防保全の観点から屋根、外壁等の経年劣化により一部改修を実施すべき時期になっています。		

施設名称	三輪小学校	総延床面積 (㎡)	5,800.00
所在地	五所川原市大字七ツ館字虫流 6 番地 5	代表建築年 (年)	平成 13 年
構成施設	校舎、体育館、地域学校連携施設、食堂		
防災関連	指定一般避難所及び指定緊急避難場所		
施設状況 及び課題	建築年次は比較的新しく、学校生活において大きな支障がない状態であるものの、予防保全の観点から屋根等の一部改修を実施すべき時期になっています。		

施設名称	三好小学校	総延床面積 (㎡)	3,483.00
所在地	五所川原市大字鶴ヶ岡字唐橋 25 番地 2	代表建築年 (年)	平成 4 年
構成施設	校舎、体育館、プール付属室・機械室		
防災関連	指定避難所及び指定緊急避難所		
施設状況 及び課題	大規模改修には至りませんが、外壁等の経年劣化により一部改修が必要になっています。		

施設名称	東峰小学校	総延床面積 (㎡)	3,728.00
所在地	五所川原市大字神山字山越 1 番地 26	代表建築年 (年)	平成 5 年
構成施設	校舎、体育館、プール付属室、物置小屋		
防災関連	指定一般避難所及び指定緊急避難場所		
施設状況 及び課題	大規模改修には至りませんが、屋根、外壁等の経年劣化により一部改修が必要になっています。		

施設名称	いずみ小学校	総延床面積 (㎡)	3,730.00
所在地	五所川原市大字飯詰字石田 184 番地	代表建築年 (年)	平成 6 年
構成施設	校舎、体育館、食堂		
防災関連	指定一般避難所及び指定緊急避難場所		
施設状況 及び課題	大規模改修には至りませんが、屋根、外壁等の経年劣化により一部改修が必要になっています。		

施設名称	金木小学校	総延床面積 (㎡)	7,238.00
所在地	五所川原市金木町芦野 84 番地 54	代表建築年 (年)	昭和 54 年
構成施設	校舎、体育館、第二体育館、給食室、倉庫		
防災関連	指定一般避難所及び指定緊急避難場所		
施設状況 及び課題	令和 3 年度、令和 4 年度に校舎及び体育館の大規模改修工事を実施したため、学校生活において大きな支障はない状態です。		

施設名称	市浦小学校	総延床面積 (㎡)	2,964.00
所在地	五所川原市相内岩井 85 番地	代表建築年 (年)	平成 2 年
構成施設	校舎、体育館、給食室・食堂		
防災関連	指定一般避難所及び指定緊急避難場所		
施設状況 及び課題	大規模改修には至りませんが、屋根、外壁、設備等の経年劣化により一部改修が必要になっています。		

2 中学校（6校）

施設名称	五所川原第一中学校	総延床面積（㎡）	10,503.00
所在地	五所川原市松島町三丁目1番地	代表建築年（年）	平成19年
構成施設	校舎、体育館		
防災関連	指定避難所及び指定緊急避難所		
施設状況及び課題	大規模改修には至りませんが、設備等の経年劣化により、一部改修を実施すべき時期になっています。		

施設名称	五所川原第二中学校	総延床面積（㎡）	3,911.00
所在地	五所川原市大字羽野木沢字隈無179番地2	代表建築年（年）	平成7年
構成施設	校舎（北棟）、校舎（南棟）、体育館、倉庫、焼却炉室		
防災関連	指定一般避難所及び指定緊急避難場所		
施設状況及び課題	大規模改修には至りませんが、屋根、外壁、設備等の経年劣化により、一部改修が必要になっています。		

施設名称	五所川原第三中学校	総延床面積（㎡）	6,098.00
所在地	五所川原市大字広田字藤浦105番地1	代表建築年（年）	昭和62年
構成施設	校舎（特別教室棟）、校舎（特別教室棟以外）、体育館、プール付属室、物置小屋		
防災関連	指定一般避難所及び指定緊急避難場所		
施設状況及び課題	屋根、外壁、設備等の経年劣化により大規模改修が必要な時期になっています。		

施設名称	五所川原第四中学校	総延床面積（㎡）	4,816.00
所在地	五所川原市大字沖飯詰字男鹿274番地1	代表建築年（年）	昭和58年
構成施設	校舎、体育館、プール付属室、物置小屋		
防災関連	指定一般避難所及び指定緊急避難場所		
施設状況及び課題	平成24年度に校舎及び体育館の大規模改修を実施しましたが、設備等未実施部分の一部改修が必要になっています。		

施設名称	金木中学校	総延床面積 (㎡)	5,971.00
所在地	五所川原市金木町芦野 84 番地 9	代表建築年 (年)	昭和 61 年
構成施設	校舎、体育館、柔剣道場、物置小屋		
防災関連	指定一般避難所及び指定緊急避難場所		
施設状況 及び課題	平成 26 年度に校舎及び体育館の大規模改修を実施しましたが、鳥害により屋根等の一部改修が必要になっています。		

施設名称	市浦中学校	総延床面積 (㎡)	3,824.00
所在地	五所川原市相内岩井 81 番地	代表建築年 (年)	昭和 45 年
構成施設	校舎、体育館、給食室		
防災関連	指定一般避難所及び指定緊急避難場所		
施設状況 及び課題	平成 23 年度、平成 24 年度に校舎及び体育館の大規模改修を実施しましたが、内装等未実施部分の一部改修が必要になっています。		

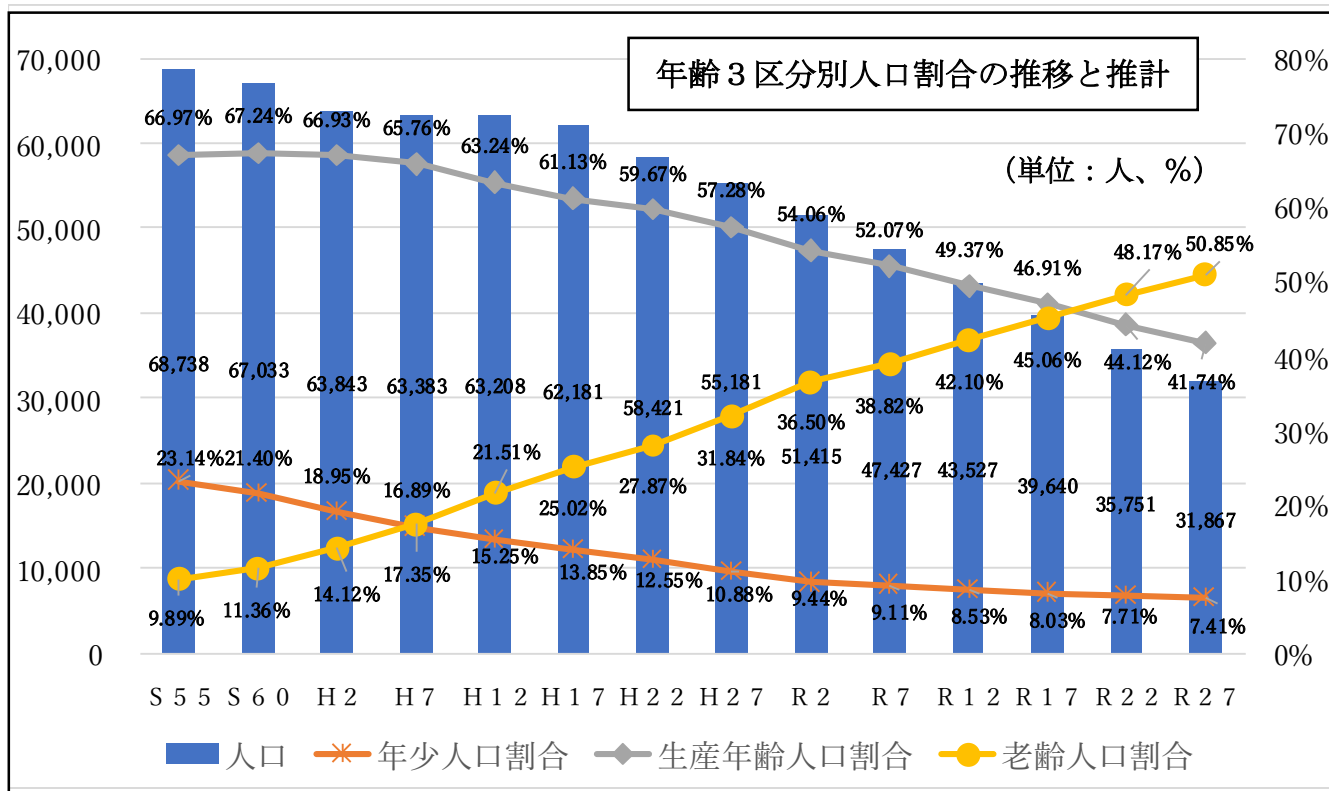
資料3 当市の年齢3区分別 人口推移と推計

(単位：人)

区分	人口			年少人口 0～14歳	生産年齢人口 15歳～64歳	老年人口 65歳以上
	総数	男	女			
昭和55年	68,738	32,736	36,002	15,905	46,033	6,800
昭和60年	67,033	31,534	35,499	14,343	45,074	7,616
平成2年	63,843	29,720	34,123	12,098	42,729	9,016
平成7年	63,383	29,453	33,930	10,705	41,683	10,995
平成12年	63,208	29,336	33,872	9,636	39,974	13,598
平成17年	62,181	28,584	33,597	8,610	38,014	15,557
平成22年	58,421	26,609	31,812	7,334	34,861	16,226
平成27年	55,181	24,979	30,202	6,007	31,606	17,568
令和2年	51,415	23,252	28,163	4,852	27,798	18,765
令和7年	47,427	21,238	26,189	4,320	24,694	18,413
令和12年	43,527	19,448	24,079	3,711	21,490	18,326
令和17年	39,640	17,652	21,988	3,182	18,594	17,864
令和22年	35,751	15,863	19,888	2,756	15,774	17,221
令和27年	31,867	14,113	17,754	2,361	13,303	16,203

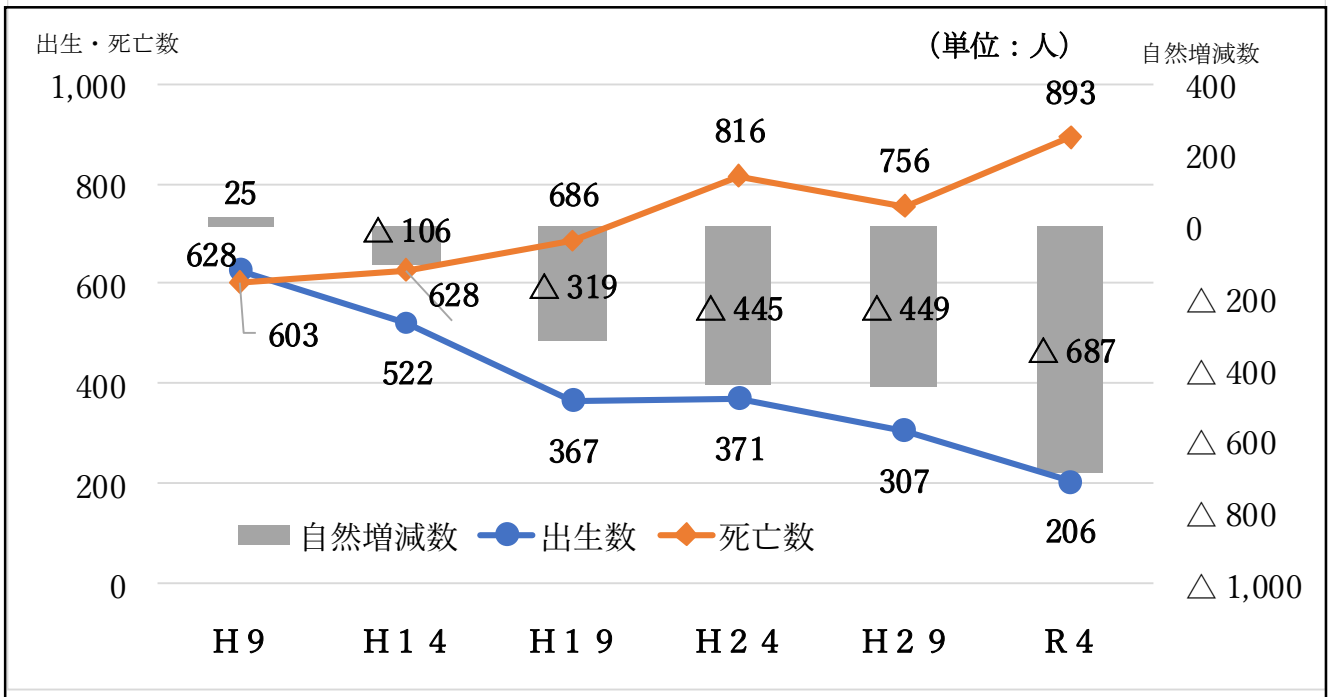
備考：1 本表のうち令和2年までは国勢調査の数値であり、同調査中「年齢不詳」は老年人口（65歳以上）に含めています。

2 令和7年以降の数値は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」の数値を用いています。

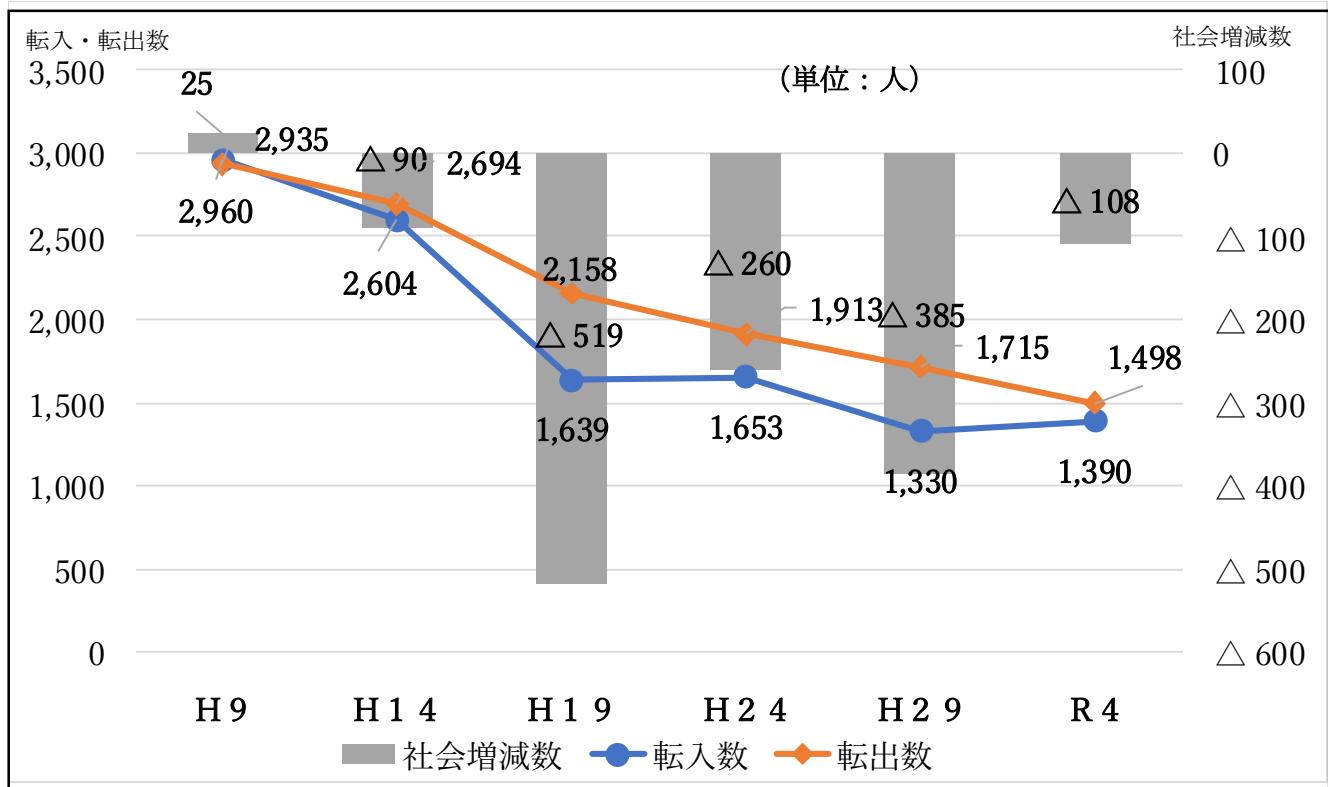


資料4 当市の人口動態

【五所川原市の自然動態の推移】



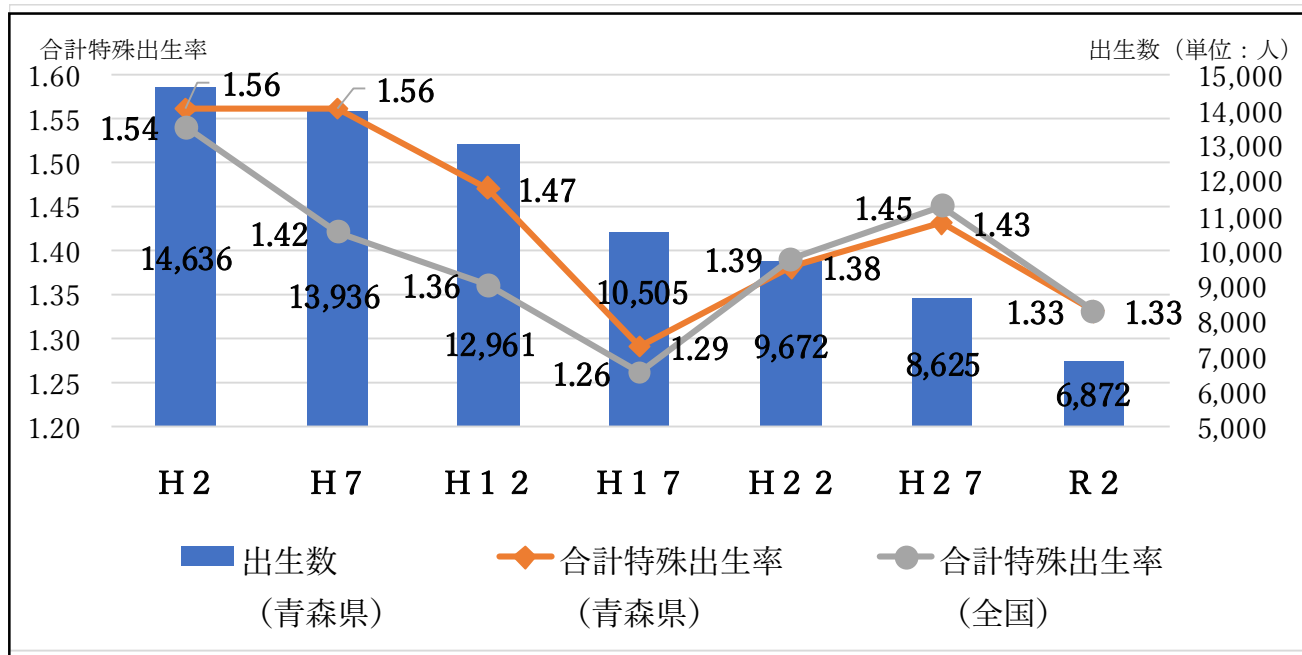
【五所川原市の社会動態の推移】



グラフ「自然動態の推移」「社会動態の推移」は、総務省統計「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯調査」の数値を用いていますが、同調査では過去に調査対象期間の

変更が行われているため、「H 9（平成 9 年度）」から「H 2 4（平成 2 4 年度）」までは年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日まで）、「H 2 9（平成 2 9 年）」以降は暦年（1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日）でまとめた人口動態の数値を記載しています。

【参考：全国及び青森県の合計特殊出生率と青森県の出生数の推移】

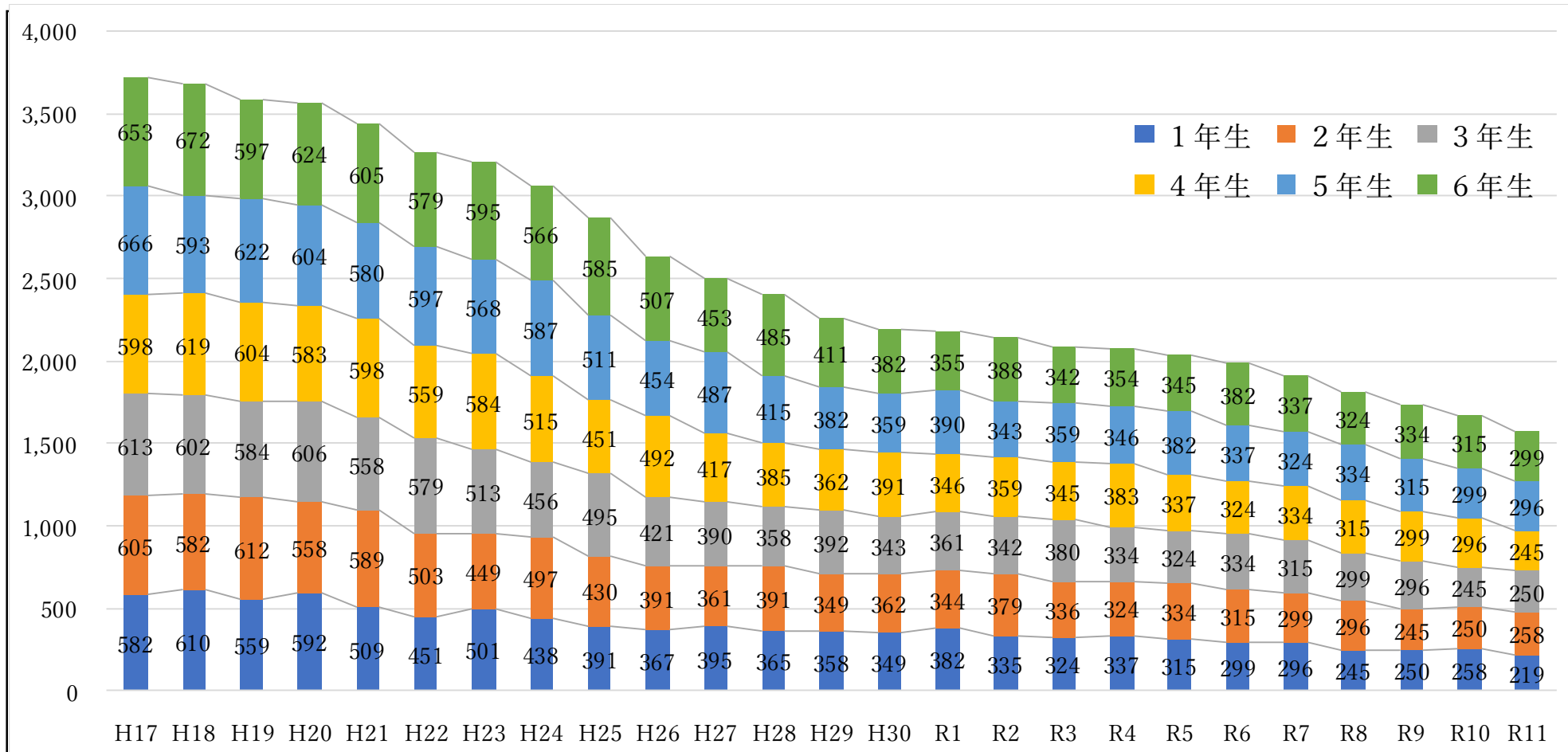


参考のグラフ「全国及び青森県の合計特殊出生率と青森県の出生数の推移」のうち、出生数は総務省統計「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯調査」、合計特殊出生率は厚生労働省統計「人口動態調査」の数値を用いています。

このうち、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯調査」では、過去に調査対象期間の変更が行われているため、「H 2（平成 2 年度）」から「H 2 7（平成 2 7 年度）」までは年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日まで）、「R 2（令和 2 年）」は暦年（1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日）でまとめた人口動態の数値を記載しています。

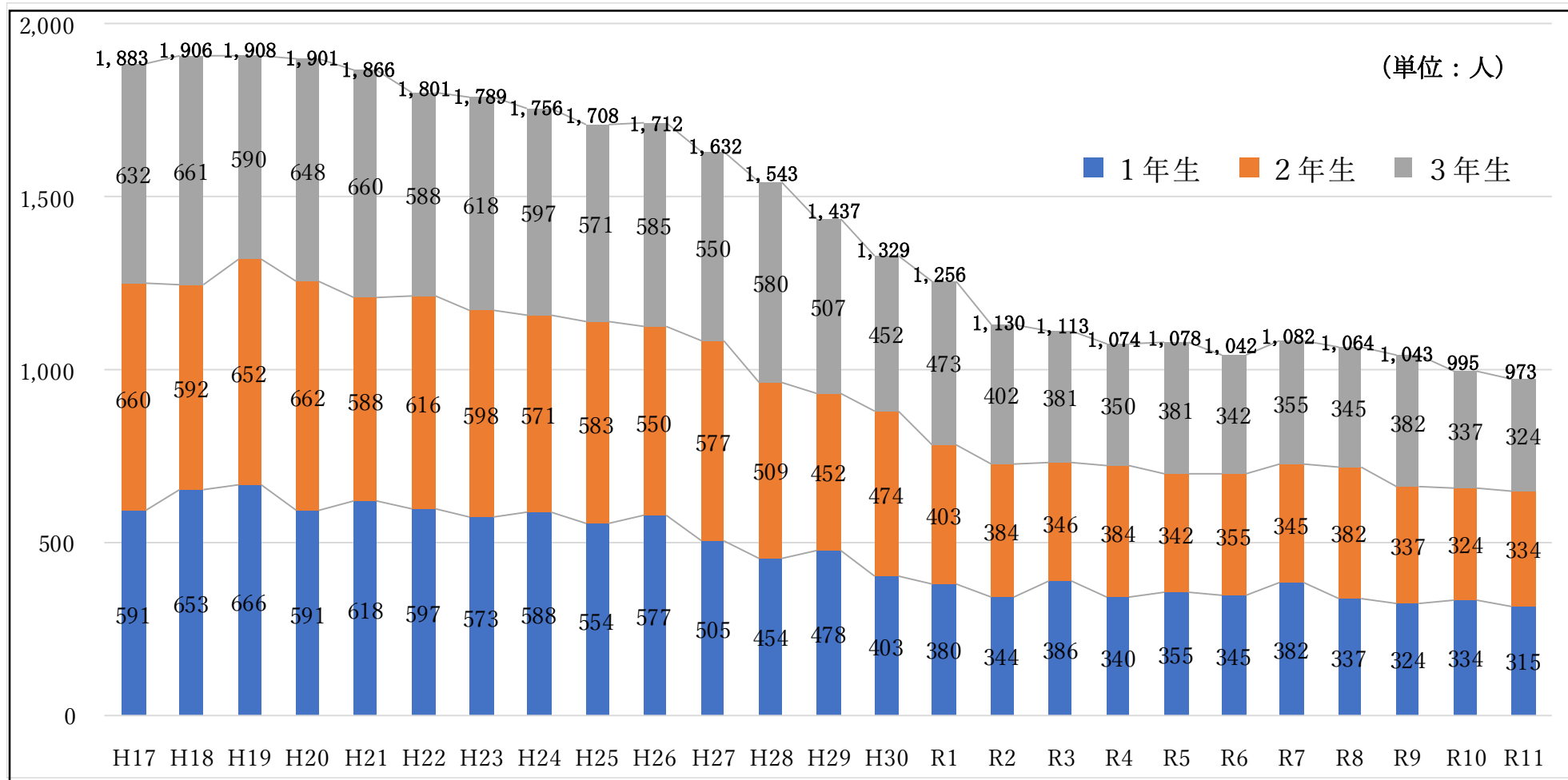
資料5 当市における児童生徒数の推移と見込み

1 五所川原市内 小学校児童の推移（平成17年度から令和5年度）と見込み（令和6年度から令和11年度）



備考： 令和5年度以前の数値は各年度5月1日現在の学校基本調査の数値、令和6年度以降の数値は令和5年5月1日現在の新入学児童生徒数調の数値から算出している。

2 五所川原市内 中学校生徒の推移（平成17年度から令和5年度）と見込み（令和6年度から令和11年度）



備考： 令和5年度以前の数値は各年度5月1日現在の学校基本調査の数値、令和6年度以降の数値は令和5年5月1日現在の新入学児童生徒数調の数値から算出している。

資料6 青森県教育委員会 学級編制基準

1 学級編制基準

県が定める学級編制基準である、公立小学校及び中学校の1学級の児童生徒数の基準は、下表のとおりとする。

学級編制の区分	学校種別	
	小学校	中学校
単式学級	第1～4学年 35人 第5・6学年 40人	40人
2個学年複式学級 (※1)	第1学年の児童を含む場合	8人 (4人)
	第1学年の児童を含まない場合	16人 (8人)
特別支援学級 (※2)	8人	8人

※1 「2個学年複式学級」とは、引き続く2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、()内の数字は、2の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合(いわゆる「飛び複式学級」)のいずれか一方の学年の児童生徒数である。

※2 「特別支援学級」は、2以上の学年の児童又は生徒の数の合計が8人以下である場合は1学級に編制する。

(1) 学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。

(2) 児童生徒数が8人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし必ずしも引き続く学年によることを要しない。

2 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校全学年及び中学校1年生は、上記1の表の学級編制基準により学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とすることができる。

なお、33人を上限とした場合の学級増は、学年毎に1学級までとする。

留意事項： 本資料は、令和5年度における青森県の基準であり、青森県では、単式学級のうち小学校の1学級の人数を段階的に「35人」へ変更することとしており、令和6年度で5年までを35人と、令和7年度で全学年を35人とすることとしています。